

## ●減額申請について

保育料減額基準表の各条件に該当する場合、申請により保育料の減額ができます。申請の際は「保育費用徴収金減額申請書」と該当する必要書類をご用意の上、保育サービス課入園相談係にご提出ください。

保育料減額基準表など、詳細は、幼稚園・保育園のご案内の冊子もしくは以下区ホームページをご参照ください。

(URL:<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kosodate/azukeru/ninka/1027691.html>)

## ●よくある問い合わせ

- Q1 令和6年4月に入所した場合も、保育の必要性を確認できる書類の提出は必要ですか？
- A お申込まいただいた時点と変更がないか確認しますので、提出が必要です。なお、3月以降に転園申請等で、ご提出いただいている場合は再提出不要です。その旨を現況届の該当欄にご記載ください。
- Q2 令和6年4月に入所しましたが、復職証明書、育児休業取得証明書の提出は必要ですか？
- A 不要です。復職日等につきましては、就労証明書の記載をもって確認します。
- Q3 同封されている就労証明書（就労証明書）以外の様式で代用できますか？
- A 幼稚園用・あいキッズ用等、就労日数・就労時間・就労実績・復職日の記載があれば、代用できます。
- Q4 ダブルワークをしていますが、就労証明書は2枚必要ですか？
- A (令和6年度4月に入園された方) 入所申込時に2枚ご提出いただいた方はどちらも必要です。  
(上記以外の方) どちらかの就労が月48時間以上の就労時間であれば、1枚の提出で構いません。
- Q5 去年、障がい者手帳やひとり親の証明等を提出しましたが、再度提出が必要ですか？
- A 変更がないかどうかを確認するため、再度提出が必要です。
- Q6 転職しましたが、板橋区役所への所定の手続きをまだしていません。必要書類を教えてください。
- A (4月以前に転職された方) 1カ月分以上の就労実績の記載があることを確認のうえ、新職の就労証明書のみご提出ください。  
(5月以降に転職された方) 旧職の就労証明書と新職の就労証明書の両方のご提出が必要です。
- Q7 現在、就労中で、出産の予定があります。母子手帳の写しが必要ですか？
- A 出産に伴って退職される方は、母子手帳の写しをご提出ください。産育休に入る予定の方は不要です。
- Q8 今年から自営業のため、確定申告書類や開業届等がありません。何を提出すればいいですか？
- A 業務の契約書（委託書）や収入のわかるもの、運用されているホームページや商品管理のページの写しなどをご提出ください。
- Q9 自営業をしています。確定申告書の写しは、全て必要ですか？
- A 所得金額等の記載があるページのみご提出いただければ結構です。